

東京都板橋区住居契約更新料給付金事業実施要綱

令和3年3月12日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、失業又は新型コロナウイルスの影響で所得の大幅な減少により、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給対象となった者が当該住居確保給付金の対象である賃貸住宅の賃貸借契約に係る更新をするに当たり、その更新料の支払いが困難である場合に、板橋区（以下「区」という。）が当該支払が困難である者に対し、住居契約更新料給付金（以下「更新料給付金」という。）を支給することにより、当該者の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 更新料給付金を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、法第6条の規定により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に給付される住居確保給付金の支給が決定した者であり、かつ、現在居住している賃貸住宅の賃貸借契約の期間満了日の翌日（以下「契約更新日」という。）が同期間に属する場合であつて、当該賃貸借契約の更新を行い、継続して板橋区内に居住する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、更新料給付金の給付を受けようとする者及びその者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれかが住居確保給付金のほか、国又は東京都その他の地方公共団体が定める規程等により、賃貸住宅の賃貸借契約に係る更新料について補助を受けている場合は、当該者を対象者としなないことができる。

(支給額等)

第3条 更新料給付金の支給額は、予算の範囲内で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第11条の規定により支給される住居確保給付金の月額と同額とし、申請者等1世帯につき1回限り給付するものとする。

(申請方法)

第4条 更新料給付金の支給を受けようとする申請者等は、区長に対し、契約更新日の属する月の前月の末日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合はこの限りではない。

- (1) 住居契約更新料給付金申請書兼確認書（別記第1号様式）
- (2) 住居契約更新に関する状況通知書（別記第2号様式）
- (3) 住居確保給付金支給決定通知書
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(支給決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請者等が対象者の要件を満たしているかどうかを確認し、更新料給付金を支給することを適当と認めるときは住居契約更新料給付金支給決定通知書(別記第3号様式)により、更新料給付金を支給することが適当でないと認めるときは住居契約更新料給付金不支給決定通知書(別記第4号様式)により、申請者等に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 区長は、前条の規定により更新料給付金を支給することを適当と認めるときは、更新料給付金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が指定する銀行口座に更新料給付金を振り込むものとする。ただし、やむを得ないと区長が認める場合は、別の方法により更新料給付金を給付することができる。

(支給取消)

第7条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、更新料給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した更新料給付金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住居確保給付金の支給中止が決定し、又は取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により更新料給付金の支給の決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、更新料給付金の支給に必要な事項については、東京都板橋区補助金交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項が発生した場合は、福祉部長が別に定める。